特許庁

（審査業務部長）経済産業技官　國友　宏俊
経済産業省に出向させる（六月二十九日）
（審判部審判長）経済産業技官　飯野　茂
（同）同　髙橋　三成
（同）同　横林秀治郎
（同）同　服部　秀男
（同）同　竹之内秀明
（審査第二部審査長（自動制御・動力機械））同　吉水　純子
（同）同　石井　研一
（同）同　日下　善之
（総務部付）同　奥　直也
（審査第三部審査長（無機化学・環境化学））同　守安　智
辞職を承認する（各通）
（審査第二部審査長（生活機器・熱機器））同　平岩　正一
審査第二部審査長（自動制御・動力機械）に配置換する
（審査第三部審査長（医療））同　關　政立
審査第三部審査長（無機化学・環境化学）に配置換する（以上六月三十日）
（審査第一部意匠課長）経済産業技官　本多　誠一
（審査第三部審査監理官（金属電気化学））同　國島　明弘
（審査第四部審査長（電子デバイス・情報記録））同　酒井　朋広
審判部審判長に配置換する（各通）
（審査第三部審査長（高分子））同　髙原愼太郎
総務部国際政策課長に配置換する
（審査第一部意匠審査長（民生意匠））同　山田　繁和
審査第一部意匠課長に配置換する
（審査第一部意匠審査長（生活意匠））同　木村　恭子
審査第一部意匠審査長（民生意匠）に配置換する
（総務部国際政策課長）同　岩崎　晋
審査第二部審査長（生活機器・熱機器）に配置換する
（審査第三部審査長（有機化学・生命工学））同　服部　智
審査第三部審査長（医療）に配置換する
（審査第三部審査長（化学応用））同　冨士　良宏
審査第三部審査長（有機化学・生命工学）に配置換する
（審判部審判官）同　安久　司郎
（同）同　紀本　孝
（同）同　大橋　賢一
（同）同　石井　茂和
（同）同　佐藤　聡史
審判部審判長に昇任させる（各通）
（審査第一部審査官（産業意匠（電気電子機械器具及び通信機械器具））同　内藤　弘樹
審査第一部意匠審査長（生活意匠）に昇任させる
（審査第三部審査監理官（環境化学））同　平塚　政宏
審査第三部審査長（化学応用）に昇任させる
（審査第三部審査官（有機化学（複素環化合物）））同　福井　悟
審査第三部審査長（高分子）に昇任させる
（審査第四部審査官（映像システム（テレビジョン）））同　篠原　功一
審査第四部審査長（電子デバイス・情報記録）に昇任させる
（審判部審判官）同　天野　斉
審査第三部審査監理官（金属電気化学）に昇任させる
（審査第三部審査官（無機化学（セラミックス）））同　菊地　則義
審査第三部審査監理官（環境化学）に昇任させる（以上七月一日）
（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　諸岡　秀行
審査業務部長に転任させる（七月十一日）

気象庁

（気象庁次長）
国土交通省に出向させる　渡邊　一洋
（国土交通省大臣官房審議官）
国土交通事務官　東井　芳隆
気象庁次長に昇任させる（以上七月八日）

防衛省

（装備施設本部副本部長（総務担当））防衛事務官　石塚　泰久
防衛事務官（大臣官房付）に採用する
（装備施設本部副本部長（航空機担当））防衛事務官　田中　聡
装備施設本部副本部長（総務担当）に転任させる
（装備施設本部総務課長）同　岩田　典郎
装備施設本部副本部長（航空機担当）事務代理を命ずる（以上七月四日）
（運用企画局運用支援課長）防衛書記官　長瀬　友則
退職を承認する
退職手当は支給しない（国家公務員退職手当法第二十条第一項の規定による）（七月七日）
防衛書記官（運用企画局運用支援課長）に採用する（七月八日）　君塚　秀喜
（技術研究本部艦艇装備研究所付）防衛事務官　三上　裕史
防衛大学校総合情報図書館事務長に転任させる（七月九日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月二十三日エジプト国の国祭日につき、同月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から六月七日ウクライナ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月九日御答信があった。

公告

諸事項

公示送達

再審査請求人　埼玉県春日部市六軒町497
瀋部圭太郎
上記の者に送達すべき平成25年6月18日付けの再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関1丁目2番2号中央合同庁舎第5号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第2項ただし書及び第3項の規定により公示する。
平成26年7月24日
厚生労働大臣　田村　憲久

再審査請求人　大分県大分市大石町5丁目3組の8　小田アパート201
溝口　政広
上記の者に送達すべき平成25年10月18日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関1丁目2番2号中央合同庁舎第5号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第2項ただし書及び第3項の規定により公示する。
平成26年7月24日
厚生労働大臣　田村　憲久

再審査請求人　島根県松江市下東川津町1200―20
石川まゆみ
上記の者に送達すべき平成26年2月14日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関1丁目2番2号中央合同庁舎第5号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第2項ただし書及び第3項の規定により公示する。
平成26年7月24日
厚生労働大臣　田村　憲久

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成26年（家）第731号
神戸市中央区熊内町7丁目6番2―801号
申立人　友廣　直子
本籍神戸市中央区山本通4丁目5番地、最後の住所神戸市中央区熊内町7丁目6番2―801号　友廣方、死亡の場所神戸市中央区、死亡年月日平成26年1月26日、出生の場所神戸市灘区、出生年月日昭和10年12月3日、職業不詳
被相続人　亡　小木　正子
事務所神戸市中央区中町通2丁目3番2号
三共神戸ツインビル8階　フローラ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田　眞里
神戸家庭裁判所